

# 十日町市成年後見制度中核機関運営協議会要綱

令和4年4月1日

十日町市告示第80号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び十日町市成年後見制度中核機関設置要綱（令和4年十日町市告示第79号）に基づき、成年後見制度中核機関の運営・活動方針、事業計画等に関し必要な事項を協議するため、十日町市成年後見制度中核機関運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 十日町市成年後見制度中核機関設置要綱第2条第1号に規定する要支援者の権利擁護支援に関する事項
- (2) 成年後見制度の利用促進に関する事項
- (3) 中核機関の運営・活動方針、事業計画に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中核機関の運営等について必要と認められる事項

(協議会の構成員等)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 新潟県弁護士会に属する者
- (2) 新潟県司法書士会に属する者
- (3) 新潟県社会福祉士会に属する者
- (4) 医療・福祉・介護関係者
- (5) 地域関係団体の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 協議会は、前項の委員のほか、必要に応じて司法及び権利擁護に係る諸課題に関し優れた識見を有する者（以下「オブザーバー」という。）を置くことができる。ただし、オブザーバーは協議会の決定に関与しない。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、議長となる。ただし、新たに選任された委員による最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、委員又はオブザーバー以外の者を出席させ、意見を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、会長が公開することが適当でないとき認めるときは、会議に諮った上で、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に専門部会を置く

- 2 専門部会は、成年後見制度利用促進に伴う専門的事項を審議し、結果を協議会に報告する。
- 3 専門部会の人数は7人以内とし、第3条に規定する構成員をもって組織する。
- 4 専門部会に部会長を置き、部会長は、会長が指名する。
- 5 専門部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 6 部会長は、審議上必要と認めるときは、専門部会の委員以外の者を出席させ、意見を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び関係者は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(特例措置)

- 2 この告示の施行後最初に就任する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。